

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：13801

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2015

課題番号：24653074

研究課題名(和文) 日露戦争財源としての相続税成立史

研究課題名(英文) History of inheritance tax establishment as Russo-Japanese War resources

研究代表者

桜井 良治 (Sakurai, Ryoji)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：00205816

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、明治末期の日露戦争時の相続税の導入について、解明した。明治政府が国会の衆議院、貴族院の本会議や委員会において、どのような審議を経てこの税を導入したかを明らかにすることができた。

戦争という大義名分の下で、本税に対してどのような反対意見が出されたのか、当時の政策立案過程について、研究することができた。相続税制度の発足当時の税法を軸とした税制度の実態について、詳細に研究することによって、相続税の正確を解明した。相続税導入時に、西欧各国の先進実施事例からどのように学んだのかについても、研究した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I elucidated it about the introduction of the inheritance tax at the time of the Russo-Japanese War of the last years of Meiji. I was able to clarify what kind of deliberation the Meiji government introduced this tax after in the House of Representatives of the Diet, a plenary session and a committee of the House of Peers.

I was able to study a then policy making process what kind of dissenting opinion was taken out for base tax under the situation called the war.

I elucidated the accuracy of the inheritance tax by there being the actual situation of the taxation system degree that assumed the tax law at the time of the start of the inheritance tax system an axis, and studying it in detail. I studied it how Japanese government learned from the advanced enforcement example of each Europe country at the time of inheritance tax introduction.

研究分野：財政学

キーワード：相続税 日露戦争 資産課税 戦時増税 戦費調達 衆議院 貴族院

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初、世界的には租税体系における「所得、資産、消費の課税の均衡」の中で、消費課税が突出して拡大していた。

そのため、相続税のような資産課税の意義は、軽視される傾向にあった。

しかし、先進資本主義国における資産格差拡大の下では、資産課税の意義が、再考されつつあった。

日本でも、資産課税の強化策の一環として、相続税強化の見直しが行われていた。

高額資産を有する資産家と貧困にあえぐ資産階層の間で、世代間の不平等が拡大すると、低資産階層は、経済活動への平等な参加ができなくなり、勤労意欲が減退し、経済活力が損なわれるからであった。

相続税は明治末期の日露戦争財源として、導入された。具体的には、当面の戦争財源を公債発行でまかない、戦後数十年かけて、相続税収入で公債を償還する政策であった。

相続税は法制化から110年余りを経て、その制定の記念事業も実施されていた。他方、相続税の創設の意義が問われていた。

また、創設の経緯や諸外国の制度の学習と導入についても、学会では未解明の課題であった。これらの未解明の課題について、学術的な研究が求められていた。

## 2. 研究の目的

本研究では、日露戦争遂行に要する費用調達手段としての臨時特別税の中でも主要な税目である相続税の導入について、解明することを目的とした。

この課題は、いまだに本格的な研究がないため、その研究の意義は大きかった。戦前の我が国では、戦争を通じて、増税や新税の導入が実施されてきたという顕著な増税の経緯があった。日清戦争時のタバコ税や日露戦争時の相続税創設が、その代表例であった。

本研究は、基幹的な租税制度の歴史から日本の経済・社会の発展過程を展望するという新たな視点に基づく研究であった。

最終的には、以上の研究を通じて、今日の日本の資産課税の中心である相続税の課税方法を見直すための提言を目指した。

本研究では、著書の執筆による博士号取得を視野においた、研究者の生涯において最も重要な学術的な研究を目指した。

本研究の目的は、日露戦争中に相続税が制定された経緯や背景を研究することであった。

また、相続税創設時の国民の受容をめぐる新聞等のメディアによる世論形成の研究を目指した。それを通じて、相続税を受容した日本の世論とその形成について、解明することを目的とした。

日露戦争期に欧米に倣って相続税が導入された経緯を解明することで、今日の日本の税制について考察することを目的とした。

本研究では、以下の三点について、とりわ

け詳細に研究することを目的とした。

(1) 相続税の導入において、我が国の政府が国会の衆議院、貴族院の本会議や委員会において、どのような審議を経てこの税を導入したかを明らかにすることを目的とした。

日露戦争という大戦争の前では、いかなる悪税でも容易に導入できたのか。あるいは戦争という大義名分の下でも本税について、猛烈な反対意見が出されたのかという社会の反応について明らかにすることを目的とした。

当時の政策立案過程について、研究することを目的とした。

相続税制度の発足当時の税法を軸とした税制度の実態について、研究することを目的とした。

それらを詳細に研究することによって、格差社会とその是正策についての考え方について、研究することを目的とした。

また、その後の相続税制度の発展過程において、家族制度の変化や女性の地位の向上を基盤とした制度の変化について研究することを目的とした。

膨大な日露戦費を調達した外債発行という窮余の一策を支えるための、債務返済手段としての相続税導入について、研究することを目的とした。

(2) 明治後期の税制の議論において、この税が租税体系上、どのようにして受入れられたかを明らかにすることを目的とした。

当時の代表的な租税学者の議論の展開を示すことによって、この税についての様々な課題を明らかにすることを目指した。

具体的には、財産課税について、死後の資産再分配による資産格差是正について、当時の租税理論を通じて、研究することを目的とした。

今日の租税体系を考えるうえで、「所得、資産、消費の課税の均衡」という理念が頻繁に唱えられる。本研究では、相続税という我国最大の資産課税について分析することによって、現代の租税体系における資産課税の意義について、解明することを目的とした。

また、当時の社会においてこの税がなぜ受け入れられたのか、社会での議論について、雑誌論や新聞等のジャーナリズムを中心とした議論を解明することを目的とした。

新税の導入についての世論、国論について、雑誌『太陽』や新聞『万潮報』等を通じて、研究することを目指した。

(3) 本研究では、相続税成立に至る過程について研究することを目的とした。明治期の創設当初の相続税の国際比較研究を通じて、各国の成立事情を解明することを目的とした。

創設当初の相続税の意義を研究すること

によって、現在の相続税を中心とした資産課税の役割を再評価したいと思った。これによって、創設当初の税制の意義を研究することを目的とした。

### 3. 研究の方法

日露戦争時代の相続税研究は、私の20年以上に及び資産課税及び税制の歴史研究の集大成となるものである。

このライフワークの研究成果のまとめを通じて、博士号の取得を視野に入れた研究である。私のこれまでの研究は、資産課税の歴史を中心としたものである。

大学院博士課程時代には、大正末期の土地増価税制度化の動きを研究し、研究者となってからは、土地増価税、固定資産税、地価税等の資産課税制定の歴史的動向と現代の課題を研究してきた。

これらの研究成果を踏まえて、研究の集大成として、我国資産課税を代表する相続税の成立過程の研究を志した。

本研究の成果として、規定どおりに、論文等をまとめ、公表する予定であった。

さらに、この研究成果を学会報告「我国相続税成立過程の研究」として、活用する。

また、著書『日露戦争と相続税』を公刊して、研究の集大成を行う予定であった。

本研究では、国会図書館や国立公文書館に通って、相続税の課税に関する法整備等について、解明した。特に議会資料室に通って、職員の協力を得て、制定時の衆議院や貴族院等の国会や専門委員会での審議過程の議論を研究することとなった。

### 4. 研究成果

(1) 相続税の導入において、我が国の政府が国会の衆議院、貴族院の本会議や委員会において、どのような審議を経てこの税を導入したかを明らかにすることができた。

日露戦争という大戦争の前では、いかなる悪税でも容易に導入できたのか理由が明らかになった。

戦争という大義名分の下でも本税について、猛烈な反対意見が出されたのか、当時の政策立案過程について、研究することができた。

相続税制度の発足当時の税法を軸とした税制度の実態について、詳細に研究することによって、格差社会とその是正策についての考え方について、研究することができた。

(2) また、その後の相続税制度の発展過程において、家族制度の変化や女性の地位の向上を基盤とした制度の変化について研究することができた。

膨大な日露戦費を調達した外債発行という窮余の一策を支えるための、債務返済手段としての相続税導入について、研究することができた。

明治後期の税制の議論において、この税が

相続体系上、どのようにして受入れられたのかを明らかにする。当時の代表的な相続学者の議論の展開を示すことによって、この税についての様々な課題を明らかにすることができた。

具体的には、財産課税について、死後の資産再分配による資産格差是正について、当時の相続理論を通じて、研究した。

今日の相続体系を考えるうえで、「所得、資産、消費の課税の均衡」という理念が頻りに唱えられる。本研究では、相続税という我国最大の資産課税について分析することによって、現代の相続体系における資産課税の意義について、究明できた。

また、当時の社会においてこの税がなぜ受け入れられたのか、社会での議論について、雑誌論や新聞等のジャーナリズムを中心とした議論を解明できた。新税の導入についての世論、国論について、雑誌『太陽』や新聞「万潮報」等を通じて、解明した。

(3) 本研究では、相続税成立に至る過程について研究した。創設当初の相続税の国際比較研究を通じて、各国の成立事情を解明し、創設当初の相続税の意義を研究することによって、現在の相続税を中心とした資産課税の役割を再評価した。これによって、創設当初の税制の意義を研究した。

これまで学会で解明されなかった相続税制定時の国会審議の経過を解明した。また、欧米先進国の相続税法案の検討結果等について解明した。

外務省資料室や防衛資料館で、日露戦争当時の相続税導入の意義について、解明した。各種図書館に通って、日露戦争当時の戦費獲得工作について、解明した。

特に、アメリカのユダヤ人社会の協力を得た公債発行による資金調達方法について、解明した。

明治末期の大蔵省の資料等を入手して、相続税考案時点での欧米先進国の相続税事例研究の内容について、究明した。

以上の研究成果の発表については、これから順次実施する予定である。論文発表、学会報告等を実施したい。

最終的な研究成果発表として、ライフワークとなる著書の執筆による博士号の取得を目指している。

今回の詳細な調査でも、資料不足で調べ尽くせなかった点がある。それは、日露戦争時の相続税導入の際に、西欧諸国で実施され手いた相続税についてである。学会では、どの国のどの制度をモデルとして導入したのかに注目が集まるが、その点はいま一つ明確にできなかった。今後の研究で明らかにしたい。

また、明治期の相続税と今日の税制との比較研究については、まだその端緒についたばかりである。日本社会が、相続税という大きな資産課税を許容するかどうかについては、本研究で当時の新聞等のメディアによって、

ある程度は解明できた。

しかしその社会的背景についての十分な研究は、まだ始まったばかりと言える。

以下の3点の紀要論文発表については、発行が決定している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

桜井良治、論文題名「日露戦争公債発行と返済のための相続税導入」、『静岡大学経済学科経済研究』、21 巻 3 号、2017 年 2 月掲載決定、査読なし

桜井良治、論文題名「日露戦争戦費調達方法の研究」、『静岡大学経済学科経済研究』、21 巻 2 号、2017 年 2 月掲載決定、査読なし

桜井良治、論文題名「日露戦争財源としての相続税導入時の国会審議過程」、『静岡大学経済学科経済研究』、21 巻 1 号、2016 年 10 月掲載決定、査読なし

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

桜井 良治 ( SAKURAI Ryoji )  
静岡大学・人文社会科学部・教授  
研究者番号：00205816